

とっとりの原子力防災2022

～追録～

- ー 令和4年3月25日から4月8日までの間の島根原子力発電所2号機に係る中国電力(株)への回答と国への申入れ、島根県への意見回答、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定内容等を追録 ー

【本文への追録内容】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定について | 2 |
| 2 | 島根2号機新規規制基準の適合性確認審査合格(原子炉設置変更許可)に関する報告への対応について | 5 |
| 3 | 令和4年度第1回原子力安全対策プロジェクトチーム会議について | 9 |

【資料編への追録内容】

- | | | |
|------|---|----|
| ・資料1 | 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定(令和4年4月8日一部改定)
※資料編「資料3(142頁)」の改定 | 10 |
| ・資料2 | 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱(令和4年4月8日一部改定) ※資料編「資料4(146頁)」の改定 | 15 |
| ・資料3 | 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定について(令和4年4月8日中国電力回答) | 21 |
| ・資料4 | 中国電力への事前報告に係る意見回答(令和4年3月25日) | 22 |
| ・資料5 | 経済産業省への申入れ(令和4年3月25日) | 24 |
| ・資料6 | 政府への要請「原子力発電所に対する武力攻撃に関する緊急要請」(令和4年3月30日) | 27 |
| ・資料7 | 島根県への意見回答(令和4年3月28日) | 29 |
| ・資料8 | 原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について(回答)に対する当社の対応について(令和4年4月7日中国電力回答) | 30 |

1 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定について

36 頁「1 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定 (3) 安全協定の改定 ウ 2号機新規制基準適合性審査合格に伴う協定の改定について」に次の内容を追録します。

ウ 2号機新規制基準適合性審査合格に伴う協定の改定について

島根2号機については、令和3年9月15日審査合格したことから、協定改定協議を再開し、令和4年2月18日の第4回協議会にてすべての項目の回答を得たのち、3月10日の第5回協議会にて調印に向けて合意をしたことを受け、令和4年4月8日、協定改定調印式を行い、「現地確認」を「立入調査」に改めること、立入調査の結果、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を要求する規定（措置要求）を加えること、核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡に輸送日時、経路等の詳細な情報を加えること、事前了解については安全協定の運用が立地自治体と同じであることを確認の上、条文に「誠意をもって対応する」との記載を加えるとともに、「計画等の報告」を「計画等の事前報告」とするなど安全協定が一部改定されました。

併せて、安全協定の運用において立地自治体と同様の対応を行うとの文書が、中国電力から県と市に提出されました。

【協定改定調印式】

(ア) 日 時 令和4年4月8日(金) 10時～10時30分

(イ) 場 所 知事公邸第1応接室

(ウ) 出席者

〔鳥取県知事〕 平井 伸治

〔米子市長〕 伊木 隆司

〔境港市長〕 伊達 憲太郎

〔中国電力〕 芦谷 茂 代表取締役副社長執行役員電源事業本部長

岩崎 晃 執行役員電源事業本部島根原子力本部島根原子力発電所長

(エ) 安全協定の主な改定内容

改定前	改定後
<p>(計画等の報告)</p> <p>第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。</p> <p>(1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画</p> <p>(2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更</p> <p>(3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更</p> <p>2 甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べるができるものとする。</p>	<p>(計画等の事前報告)</p> <p>第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。</p> <p>(1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画</p> <p>(2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更</p> <p>(3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更</p> <p>2 甲、乙及び丙は、前項に定める報告について意見を述べるができるものとする。</p> <p>3 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。</p>
<p>(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)</p> <p>第7条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。</p> <p>【運営要綱】</p> <p>(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)</p> <p>第4条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。<u>ただし、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報で、核物質防護の観点から連絡できないものを除く。</u></p>	<p>(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)</p> <p>第7条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。</p> <p>【運営要綱】</p> <p>(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)</p> <p>第4条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。</p>

<p>(1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。</p> <p>(2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。</p>	<p>(1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。</p> <p>(2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする</p> <p><u>(3) 丁は、関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。</u></p> <p><u>(4) やむを得ない事由によって、輸送計画及び安全対策の内容に変更が生じた場合には、丁は直ちにその内容を甲、乙及び丙に連絡しなければならない。</u></p> <p><u>2 甲、乙及び丙は、丁から連絡のあった内容のうち、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から公表しないものとする。</u></p> <p><u>3 連絡様式は、別に定めるものとする。</u></p>
<p><u>(現地確認)</u></p> <p>第11条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に<u>現地確認</u>させることができるものとする。</p> <p>2 丁は、前項の<u>現地確認</u>に協力するものとする。</p>	<p><u>(立入調査)</u></p> <p>第11条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は<u>甲は</u>、甲の職員を発電所に<u>立入調査</u>させることができるものとする。</p> <p>2 丁は、前項の<u>立入調査</u>に協力するものとする。</p> <p><u>3 第1項の規定により立入調査を行う者は、安全確保のため丁の保安規定その他関係法令に従うものとする。</u></p> <p><u>4 第1項の規定により立入調査を行う場合は、甲は、丁に対して立入調査を行う者の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。</u></p> <p>【運営要綱】</p> <p><u>(立入調査)</u></p> <p><u>第8条 協定第11条第1項の「甲の職員」には、鳥取県原子力安全顧問が含まれる。</u></p> <p><u>2 乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙及び丙の職員を発電所に立ち入らせて確認させ、意見を述べるものとする。</u></p> <p><u>3 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。</u></p>
<p><u>3 甲、乙、丙及び丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べるものとする。</u></p>	<p><u>(適切な措置の要求)</u></p> <p><u>第12条 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、乙及び丙の意見を聴取し、丁に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求めるものとする。</u></p> <p><u>2 丁は、前項の求めがあったときは、誠意をもって対応するものとする。</u></p> <p>【運営要綱】</p> <p><u>(適切な措置の要求)</u></p> <p><u>第9条 丁は、協定第12条第1項の規定による措置を求められた場合には、速やかに処置方針を回答するものとする。</u></p> <p><u>2 甲は、前項の処置方針に意見がある場合には、直ちに甲及び丁において協議し、丁は適切な措置を講ずるものとする。</u></p>

<p>(運用)</p> <p>第20条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。</p> <p>2 甲、乙、丙及び丁は、<u>第5条第2項、第6条第2項及び第11条第3項の規定による意見があった場合並びにこの協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいずれかから意見があった場合は、相互に誠意をもって対応するものとする。</u></p> <p>3 甲、乙及び丙は、第8条第1項、第9条又は第10条についての連絡又は提出を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとする。</p>	<p>(運用)</p> <p>第21条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。</p> <p>2 <u>丁は、この協定の運用において、甲、乙、及び丙から意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。</u></p> <p>3 甲、乙及び丙は、第8条第1項、第9条又は第10条についての連絡又は提出を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとする。</p>
---	--

(オ)資料

- ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱は資料1、資料2のとおり
- ・島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定について（令和4年4月8日）中国電力回答）は資料3のとおり

2 島根2号機新規規制基準の適合性確認審査合格（原子炉設置変更許可）に関する報告への対応について

62頁の「6 島根原子力発電所2号機の新規制基準に係る安全対策に関する原子炉設置変更について（6）新規規制基準の適合性確認審査合格（原子炉設置変更許可）に関する報告への対応」の次項に「（7）事前報告に係る意見回答等について」を追録します。

（7）事前報告に係る意見回答等について

ア 中国電力への事前報告に係る意見回答（3月25日）

3月25日、中国電力に対して、平成25年11月21日付文書で中国電力から報告のあった「原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策」について、安全を第一義として、条件付きで了解する旨を回答しました。

（ア）日時 3月25日（金）13時20分～13時35分

（イ）場所 鳥取県庁第4応接室

（ウ）出席者

〔鳥取県知事〕 平井 伸治

〔中国電力〕 芦谷 茂 代表取締役副社長執行役員電源事業本部長

（エ）発言概要

（平井知事）

- ・安全を第一に7項目を順守していただきたい。再稼働を無条件でOKするものではない。
- ・節目で審査結果をご報告いただき、安全性を確認させていただく。必要場合は専門家とも協議して意見を言わせていただく。誠意をもって対応していただきたい。
- ・原発への武力攻撃が起きた場合は、緊急停止して安全よりの対策を考えていただきたい。
- ・ヒューマンエラー防止のため、社員のモチベーション、心身の健康を維持していただきたい。
- ・避難計画の安全性向上に全面的にご協力いただき、経費負担について協定を締結していただきたい。
- ・安全協定の改定について、鳥根県と同じように扱うことを文書で差し入れていただきたい。

（芦谷副社長）

- ・7項目については真摯に受け止め、誠意をもって対応させていただく。
- ・武力攻撃を踏まえた最新の知見を安全対策に反映し、取り組んでいく。
- ・汚染水対策等も自主的な対策を引き続き実施していく。
- ・審査に真摯に取り組み、節目でご報告し、内容を住民にわかりやすく説明しながら進めていく。
- ・安全文化の醸成にグループ会社社員も含めて取り組んでいく。
- ・防災対策の財源措置について、継続した内容となるよう誠意を持って対応させていただく。
- ・安全協定の改定について、立地自治体と同様の対応をとるという文書を添えて出したい。
- ・住民にご理解をいただけるよう、さらなる安全性向上を目指し、最大限の努力をしていく。

（オ）回答文書は資料4のとおり

イ 国への申入れ等の実施

（ア）経済産業省への申入れ（3月25日）

3月25日、経済産業省・細田副大臣に対して、令和3年9月16日島根原子力発電所2号機が新規規制基準適合性審査合格に関連して、国から説明を受けた中国電力（株）島根原子力発電所2号機の再稼働へ向けた政府の方針について、中国電力の安全対策を条件付きで了解したことを伝え、10項目の申入れを行いました。

a 日時 3月25日（金）14時～14時15分

b 場所 県庁第3応接室 *ウェブ方式

c 出席者

〔鳥取県知事〕 平井 伸治

〔経済産業省〕 細田 健一 副大臣兼内閣府副大臣

d 発言概要

（平井知事）

- ・申入れをしっかりと受けとめていただき、政府内の調整を図っていただきたい。
- ・原発への武力攻撃について、政府を挙げて証してもらいたい。原子炉の緊急停止や国民保護措置を早急に行っていただきたい。

- ・工事計画認可等の厳格な審査、汚染水対策、使用済燃料、避難対策への財源措置、周辺自治体の実態に見合う法的枠組みと財政的配慮、米子境港間の高速道路の早期整備などをお願いしたい。

(細田副大臣)

- ・ご要請はしっかりと受けとめ、関係省庁とも共有して、対応させていただく。
- ・再稼働は安全確保が最優先であるという姿勢で取り組んでいく。
- ・中国電力をしっかりと指導監督していきたい。私も原子力発電の必要性等を丁寧に説明していく。
- ・原発への武力攻撃については政府で対応を検討している。省庁が連携して改めるべきところは改める。
- ・事故賠償は政府が責任をもって対処する。使用済燃料や再エネなども国が責任をもって取り組んでいく。
- ・周辺自治体の状況を真摯に受けとめて、財政的支援について省庁が連携して前向きに検討していく。
- ・道路整備を含むいわゆるインフラの整備についても国土交通省などにしっかりと要望を伝えていく。
- ・鳥取県の声をしっかりと受けとめ、責任をもってエネルギー政策、原子力政策を進めていく。

d 申入れ文書は資料5のとおり

(イ) 内閣府（原子力防災）への申入れ（3月30日）

a 日時 3月30日（水）10時15分～10時30分

b 場所 環境省副大臣室

c 出席者

〔鳥取県知事〕 平井 伸治

〔内閣府（原子力防災）〕 務台 俊介 環境副大臣兼内閣府副大臣（原子力防災担当）

d 申入れの内容

「原子力防災対策の強化等について」

- 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災支援基地の早期整備をはじめ、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置すること。
- 原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させるため、島根地域原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任をもって取り組むこと。
- 今後再稼働を進めるに際しては、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。
- 原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対処も含め万全を期すこと。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政府で責任をもって体制構築と現場支援を行うこと。

(ウ) 原子力規制庁への申入れ（4月6日）

a 日時 4月6日（水）14時～14時15分

b 場所 原子力規制委員会会議室

c 出席者

〔鳥取県知事〕 平井 伸治

〔原子力規制庁〕 荻野 徹 長官

d 申入れの内容

「原子力発電所の安全対策について」

- 島根原子力発電所2号炉の安全確保については、今後行われる工事計画認可等所要の法令上の手続きについて、関係事業者等の安全管理体制も含め、厳格な審査等を行うこと。併せて、原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直すとともに、その内容について県民に分かりやすく説

明し、厳格な審査を行うこと。

- 中国電力が行う島根原子力発電所2号炉の再稼働については、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保については政府が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。
- 中国電力が行う島根原子力発電所の汚染水対策を、適切に実施させること。
- 原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対処も含め万全を期すこと。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政府で責任をもって体制構築と現場支援を行うこと。

(エ) 防衛省への申入れ（4月6日）

- a 日 時 4月6日（水）15時～15時15分
- b 場 所 防衛省副大臣室
- c 出席者
〔鳥取県知事〕 平井 伸治
〔防衛省〕 鬼木 誠 防衛省副大臣
- d 申入れの内容
「原子力発電所に対する武力攻撃への対処等について」

- 原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対処も含め万全を期すこと。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政府で責任をもって体制構築と現場支援を行うこと。

(オ) 外務省への申入れ（4月6日）

- a 日 時 4月6日（水）11時25分～11時35分
- b 場 所 外務省副大臣応接室
- c 出席者
〔鳥取県知事〕 平井 伸治
〔外務省〕 小田原 潔 外務省副大臣
- d 申入れの内容事項
「原子力発電所に対する武力攻撃への対処等について」※申入れ内容は（エ）と同じ

(カ) 全国知事会による政府への緊急要請（3月30日）

- a 日 時 3月30日（水）8時55分～9時10分
- b 場 所 総理大臣官邸
- c 出席者
〔要請者〕 平井 伸治 鳥取県知事（全国知事会長）
丸山 達也 島根県知事（全国知事会原子力発電対策特別委員会委員長）
〔政 府〕 磯崎 仁彦 内閣官房副長官
- d 要請事項
「原子力発電所に対する武力攻撃に関する緊急要請」
- e 要請文書は資料6のとおり。

ウ 島根県への意見回答（3月28日）

3月28日、島根原子力発電所2号機に関する「山陰両県知事会議」を開催し、平井知事が島根県 丸山知事に対して、島根県から令和3年12月14日付原第638号で依頼のあった、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく意見照会について回答しました。

(ア) 日 時 3月28日（月）16時45分～17時4分

(イ) 場 所 県庁第3応接室 ※ウェブ方式

(ウ) 出席者

〔鳥取県知事〕 平井 伸治

〔島根県知事〕 丸山 達也

(エ) 発言概要

(平井知事)

- ・中国電力に対し島根原発2号機の新規制基準適合性に関する安全対策について了解した旨回答したが、安全を第一義として、常に最新知見を反映し安全性向上に努めることなど7項目の条件を強く求めた。
- ・今回の回答は、完全な再稼働容認ではなく、今後の工事計画認可や保安規定審査など、節目に中国電力から説明を求め、必要に応じ意見を出しながら、県民の安全を第一義に進めていく考えである旨の回答であることをご理解いただき、島根県の再稼働判断に反映いただくよう強くお願いする。
- ・国に対する10の申入れ事項については、原発への武力攻撃が起きた場合は自衛隊などによる防護措置など対策をしっかりと検証していただき、こうした事態になった場合、国の指示をまず事業者で運転の緊急停止ができるよう指導いただくよう要望するもの。
- ・丸山知事の考えも聞きながら、今後、山陰両県で原子力安全に関する協定を検討していきたい。

(丸山知事)

- ・7項目については真摯に受け止め、誠意をもって対応する。
- ・中国電力に対し、状況に応じ説明を求め、状況を確認し必要な意見を言うことは最もなこと。
- ・武力攻撃が懸念される事態においては、政府からの命令を待たずに、事業者の判断でこの緊急停止をすることや、自衛隊の対処能力を高めてもらうことは重要なポイント。
- ・30日の国への緊急要望には平井知事にも同席いただき、政府へ強い申し入れをお願いしたい。
- ・提案のあった島根県も加わった形の協定の締結は、鳥取県のお話を伺いながら検討していきたい。
- ・本日の説明を含め真摯に受け止め、今後島根県としてできる対応の中で反映をしていきたい。

(オ) 意見回答文書は資料7のとおり。

[参考] 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書

覚書は、H25.11.7に鳥根県、鳥取県、米子市、境港市の4者で締結し、島根県が島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を行う際に本県等の意見を届けるもの。

3 令和4年度第1回原子力安全対策プロジェクトチーム会議

78 頁の「原子力安全対策プロジェクトチーム会議（2）原子力安全対策プロジェクトチーム会議の開催」に次の内容を追録します。

（1）令和4年度第1回原子力安全対策プロジェクトチーム会議

県では、島根原子力発電所2号機の事前報告に対する回答の際の条件として、今後の工事計画認可及び保安規定変更認可等について、中国電力から節目節目で報告を受けながら、必要に応じて意見を提出することとしており、安全対策、避難対策、モニタリングの各分野において、原子力安全対策プロジェクトチーム会議で安全性や実効性を確認していくこととした。

ア 日時 4月7日（木）14時～14時30分

イ 場所 県庁災害対策本部室 *一部ウェブ参加

ウ 参加者 *ウェブ参加

〔鳥取県〕知事、副知事*、統轄監*、危機管理局長、西部総合事務所長*、地域づくり推進部長、福祉保健部長、生活環境部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、県警本部交通部総括参事官、危機管理局副局長兼原子力安全監督官、危機管理専門官兼原子力防災訓練推進官、原子力安全対策課長兼原子力モニタリング専門官

〔米子市〕防災安全監*

〔境港市〕防災監*

〔中国電力〕北野 立夫 取締役常務執行役員電源事業本部島根原子力本部本部長
籾根 剛 執行役員鳥取支社長兼電源事業本部島根原子力本部副本部長

エ 内容

○島根原子力発電所2号機の安全のフォローアップについて

3月25日に鳥取県と米子市、境港市が条件付きで了解すると回答した「原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策」について、中国電力から条件への対応について説明を受けた。

また、危機管理局に新たに設置した3ポスト（原子力安全監督官、原子力防災訓練推進官、原子力モニタリング専門官）を中心とした県と市のフォローアップ体制の立上げを行った。

オ 資料

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）に対する当社の対応について（令和4年4月7日付中国電力文書）は資料8のとおり。

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る鳥取県民（以下「県民」という。）の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

甲、乙、丙及び丁は、鳥取県内を含む周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

（安全確保等の責務）

- 第1条 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設、運転・保守及び廃止（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。
- 2 丁は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。
- 3 丁は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行うものとする。
- 4 丁は、原子力に関する安全文化醸成に向けた活動を継続的に行うものとする。

（情報の公開）

- 第2条 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。

（放射性廃棄物の放出管理）

- 第3条 丁は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。

（核燃料物質等の保管管理）

- 第4条 丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。
- 2 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。

（環境放射線等の測定）

- 第5条 甲、乙、丙及び丁は、発電所に隣接する鳥取県内の環境放射線に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。
- 2 乙、丙及び丁は、前項による計画の策定又は変更について意見を述べることができるものとする。
- 3 甲は、前項の規定による意見があつた場合は、誠意をもって対応するものとする。
- 4 甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち合わせることができるものとする。
- 5 甲は、測定結果を公表するものとする。

(計画等の事前報告)

第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 発電所の増設(既存の設備の出力増加を含む。)に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
 - (2) 原子炉施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)(以下この条において「法」という。)に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第3条第1項第2号に規定する施設をいう。)の重要な変更
 - (3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更
- 2 甲、乙及び丙は、前項に定める報告について意見を述べるができるものとする。
- 3 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第7条 丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。

(平常時における連絡)

第8条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事(原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。)の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
 - (2) 発電所の運転(試運転を含む。)計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況
 - (3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況
 - (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
 - (5) 環境放射線の測定結果
 - (6) 温排水等の調査結果
 - (7) 品質保証活動の実施状況
 - (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
 - (9) その他必要と認められる事項
- 2 丁は、発電出力などの発電所情報を甲が設置する環境放射線情報システムへ常時提供するものとする。

(保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡)

第9条 丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。

(異常時における連絡)

第10条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。

- (1) 原子炉施設の故障関係
 - ① 原子炉施設の故障があったとき。

- ② 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。
- ③ 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。
- ④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。
- (2) 放射性物質の漏えい関係
 - ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
 - ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。
- (3) 放射線被ばく関係
 - ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
 - ② 線量限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。
- (4) その他
 - ① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
 - ② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
 - ③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。
 - ④ 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。
 - ⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。
 - ⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。
- 2 甲、乙及び丙は、丁に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。

(立入調査)

- 第11条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲は、甲の職員を発電所に立入調査させることができるものとする。
- 2 丁は、前項の立入調査に協力するものとする。
 - 3 第1項の規定により立入調査を行う者は、安全確保のため丁の保安規定その他関係法令に従うものとする。
 - 4 第1項の規定により立入調査を行う場合は、甲は、丁に対して立入調査を行う者の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。

(適切な措置の要求)

- 第12条 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、乙及び丙の意見を聴取し、丁に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求めるものとする。
- 2 丁は、前項の求めがあったときは、誠意をもって対応するものとする。

(教育訓練)

- 第13条 丁は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。
- 2 丁は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。

(防災対策)

第14条 丁は、原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項に基づき策定した計画）に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲、乙及び丙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

(公衆への広報)

第15条 丁が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲、乙及び丙に対して事前に連絡するものとする。

(連絡の方法)

第16条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

- (1) 第6条、第7条及び第8条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第9条、第10条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。

(連絡責任者)

第17条 甲、乙、丙及び丁は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(損害の補償)

第18条 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たるものとする。

- 2 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。

(諸調査への協力)

第19条 丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(協定の改定)

第20条 この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第21条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 丁は、この協定の運用において、甲、乙及び丙から意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

3 甲、乙及び丙は、第8条第1項、第9条又は第10条についての連絡又は提出

を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとする。

(その他)

第22条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ1通を保有するものとする。

平成23年12月25日

平成27年12月22日（一部改定）

令和4年4月8日（一部改定）

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
米子市
米子市長 伊木隆司

丙 鳥取県境港市上道町3000番地
境港市
境港市長 伊達憲太郎

丁 広島県広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水希茂

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）第21条第1項の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。

（安全確保等の責務）

- 第1条 協定第1条第1項に定める「関係法令等」には、法令で定める規定及び原子力規制委員会決定の内規等を含むものとする。（以下同じ。）
- 2 協定第1条第2項に定める「品質保証活動」とは、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111）」に従って原子力発電所の品質に影響を与える活動を管理（計画、実施、評価及び改善をいう。）することをいう。
- 3 協定第1条第2項に定める「高経年化対策」とは、安全第一を旨として、原子力発電施設の一定の安全水準を確保するため、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力発電施設の長期供用に伴う経年劣化の特徴を把握して、これに的確に対応した保守管理を行うことをいう。
- 4 丁は、協定第1条第4項の活動を行うに当たり、丁が開催する「原子力安全文化有識者会議」により得られた有識者からの提言を踏まえるものとする。

（放射性廃棄物の管理目標値）

- 第2条 協定第3条における「原子力安全委員会の定める線量目標値」とは、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和50年5月13日原子力安全委員会決定）」による。

（計画等の事前報告）

- 第3条 協定第6条第1項第2号に規定する「重要な変更」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）第43条の3の8の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。
- 2 協定第6条第1項第3号に規定する「重要な変更」とは、次の各号について法第43条の3の33第3項の規定に基づき準用する法第12条の6第3項の認可を受けようとする場合をいう。
- (1) 原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更
- (2) 前号以外の計画変更にあつては、県民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更
- 3 第1項ただし書及び前項第2号に該当するか否かについては、事前に甲、乙、丙及び丁が協議するものとする。なお、第1項ただし書及び前項第2号における県民の安全確保等への影響とは、法第43条の3の8第4項の変更及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第118条第1項に規定する軽微な変更以外のものであって、災害の防止上支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。

- 4 協定第6条第1項に規定する報告は甲、乙、丙及び丁それぞれの実務担当者間において行うものとする。その報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、同条第2項の規定による意見を述べるための検討期間を考慮し、適切に報告を行うものとする。

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第4条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。

- (1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。
 - (2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。
 - (3) 丁は、関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。
 - (4) やむを得ない事由によって、輸送計画及び安全対策の内容に変更が生じた場合には、丁は直ちにその内容を甲、乙及び丙に連絡しなければならない。
- 2 甲、乙及び丙は、丁から連絡のあった内容のうち、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から公表しないものとする。
- 3 連絡様式は、別に定めるものとする。

(平常時における連絡)

第5条 協定第8条第1項に規定する連絡は、次のとおりとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
 - ① 原子力発電所建設計画（その都度）
 - ② 原子炉設置変更許可申請（その都度）
 - ③ 原子炉設置変更許可（その都度）
 - ④ 建設工事計画（毎年度当初）
 - ⑤ 建設工事の進捗状況（毎月）
 - ⑥ 廃止措置計画認可申請（その都度）
 - ⑦ 廃止措置計画認可（その都度）
 - ⑧ 廃止措置計画変更認可申請（その都度）
 - ⑨ 廃止措置計画変更認可（その都度）
 - ⑩ 廃止措置計画の変更届（その都度）
- (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置実施計画及び廃止措置の状況
 - ① 発電所の運転計画（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（前年度末）
 - ② 発電所の運転実績（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（毎年度当初）
 - ③ 発電所の運転状況（毎月）
 - ④ 計画運転停止の計画（その都度）
 - ⑤ 計画運転停止の実績（その都度）
 - ⑥ 冷却水取放水量の変更（その都度）
 - ⑦ 廃止措置実施計画（前年度末）
 - ⑧ 廃止措置実績（毎年度当初）
 - ⑨ 廃止措置状況（毎月）
- (3) 放射性廃棄物、使用済燃料及びクリアランス対象物の管理状況
 - ① 放射性廃棄物、使用済燃料及びクリアランス対象物の管理状況（毎月）
 - ② クリアランス対象物に係る認可申請及び認可（その都度）

- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
 - ① 定期検査の計画（その都度）
 - ② 定期検査の実施状況（毎週）
 - ③ 定期検査の結果（その都度）
- (5) 環境放射線の測定結果
 - ① 敷地境界モニタリングポストの測定結果（毎月）
 - ② 環境放射線の測定結果（積算線量、環境試料）（毎四半期）
- (6) 温排水等の調査結果
 - ① 取放水の水温（毎月）
 - ② 沿岸定点の水温（毎月）
 - ③ 格子状定線の水温（毎四半期）
- (7) 品質保証活動の実施状況
 - ① 品質保証活動の実施状況（半年毎）
- (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
 - ① 高経年化に関する長期保守管理方針（その都度）
 - ② 高経年化に関する保全計画の実施状況（その都度）
- (9) その他必要と認められる事項
 - ① 島根原子力情報伝送システムの伝送計画（毎月）
 - ② 島根原子力情報伝送システムの伝送実績（毎月）
 - ③ 放射線業務従事者の線量管理状況（半年毎）
 - ④ 規定類の変更（保安規定、原子力事業者防災計画）（その都度）
 - ⑤ 原子炉施設の用途廃止（その都度）
 - ⑥ 地震発生時の発電所の状況（速報、対応結果）（その都度）
 - ⑦ 新燃料の輸送実績（その都度）
 - ⑧ 使用済燃料の輸送実績（その都度）
 - ⑨ 低レベル放射性廃棄物の輸送実績（その都度）
 - ⑩ 定期安全レビュー報告書（その都度）
 - ⑪ 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条第2項の規定により松江労働基準監督署長に報告した事項（その都度）
 - ⑫ その他甲、乙及び丙が必要と認める事項（ただし、丁と協議するものとする。）
- 2 連絡様式は、別に定めるものとする。
- 3 協定第8条第2項に規定する発電所情報（リアルタイム）は、次のとおりとする。
 - ① 各号機の発電出力
 - ② 各号機の排気筒モニタ値
 - ③ 各号機の放水路水モニタ値
 - ④ 敷地境界モニタリングポスト値
 - ⑤ 風向及び風速

（保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡）
第6条 協定第9条に規定する事項が、協定第10条に規定する事項に該当する場合、又は該当する事態になった場合は、協定第10条の規定を適用するものとする。

（異常時における連絡）
第7条 協定第10条第1項についての連絡は、原因の解明・処理方針の決定がで

- きていなくても、事態発生後直ちに丁は、甲、乙及び丙に連絡するものとする。
- 2 協定第10条第1項第1号①に規定する「原子炉施設」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設とする。
また、「故障」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定される故障とする。
 - 3 協定第10条第1項第1号②に規定する「安全関係設備」とは、別表1に掲げるものとする。なお、「その機能に支障を生じる不調」とは、当該系統の機器の故障により当該系統に要求される機能を満足できない状態をいう。
 - 4 協定第10条第1項第1号③に規定する「計画外の出力変化」については、原子炉の出力変化が5パーセントを超えない範囲の出力変化を除くものとする。
 - 5 協定第10条第1項第2号①に規定する「放射性物質」とは、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物をいう。（以下同じ。）
 - 6 協定第10条第1項第3号②に規定する「特別の措置」とは、電離放射線障害防止規則第44条第1項に規定する医師の診察を受けた結果、被ばくに起因する措置を行った場合をいう。
 - 7 協定第10条第1項第4号②に規定する「放射性物質の輸送」は、発電所を発地、着地とするものを対象とする。この場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の輸送については、放射能汚染を伴わない交通事故等を含むものとする。
 - 8 協定第10条第1項第4号⑤に規定する「通報基準値」は、別表2に掲げるものとする。ただし、計器の不調等によるものは除く。
 - 9 協定第10条第1項第4号⑥に規定する「国への報告義務がある事態が発生したとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づく報告義務がある事態が発生したときをいう。
 - 10 協定第10条第2項に規定する「測定結果等」は、同条第1項各号の発生事態に関する資料を含むものとする。

（立入調査）

- 第8条 協定第11条第1項の「甲の職員」には、鳥取県原子力安全顧問が含まれる。
- 2 乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙及び丙の職員を発電所に立ち入らせて確認させ、意見を述べるができるものとする。
 - 3 丁は、前項の規定による意見があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

（適切な措置の要求）

- 第9条 丁は、協定第12条第1項の規定による措置を求められた場合には、速やかに処置方針を回答するものとする。
- 2 甲は、前項の処置方針に意見がある場合には、直ちに甲及び丁において協議し、丁は適切な措置を講ずるものとする。

（公衆への広報）

- 第10条 丁は、原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。

(連絡の方法)

第11条 協定第16条各号に定める文書による連絡は、丁が電子メール等による甲、乙及び丙への文書送信を行った後、郵送により行うものとする。

(損害の補償)

第12条 協定第18条第1項に規定している損害は、放射線的作用等による人的又は物的損害等の直接損害をいう。この損害には自然環境への影響も含まれるものとし、原状回復措置費用についても補償対象とする。

2 協定第18条第2項の規定によって解決できない場合において、当事者から処理の申し出があったときは、甲、乙及び丙は、当事者間の合意に向け調整するものとする。

3 補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断されるときは、丁は国等の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずるものとする。

(協定の改定)

第13条 甲、乙、丙又は丁のいずれかから協定第20条の規定による改定の申し出があったときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催するものとする。

(運用)

第14条 甲、乙及び丙は、協定第10条第2項の情報を関係自治体や防災関係機関へ連絡する場合において、丁が必要があると認めるときは、その内容についてあらかじめ丁に確認するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めた事項について、疑義を生じたとき、又はこの要綱に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

平成23年12月25日

平成27年12月22日 (一部改定)

令和4年4月8日 (一部改定)

甲 鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 米子市
米子市長 伊木隆司

丙 境港市
境港市長 伊達憲太郎

丁 中国電力株式会社
島根原子力発電所長 岩崎晃

別表1 第7条第3項で規定する安全関係設備

	1号機	2号機	備考
(1)	液体ポイズン系	ほう酸水注水系	原子炉停止機能
(2)	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系	炉心冷却機能
(3)	高压注水系	高压炉心スプレイ系	
(4)	低压注水系	低压注水系	
(5)	炉心スプレイ系	低压炉心スプレイ系	
(6)	格納容器冷却系	格納容器冷却系	
(7)	自動減圧系	自動減圧系	
(8)	非常用ガス処理系	非常用ガス処理系	
(9)	非常用ディーゼル発電機系	非常用ディーゼル発電機系	非常用電源
(10)	所内蓄電池系	所内蓄電池系	

別表2 第7条第8項で規定する異常時通報基準値

(1)

計器名	通報値
敷地境界モニタリングポスト	220nGy/h

(2)

計器名		通報値 A 〔下記の状態が10時間 続くとき〕	通報値 B 〔下記の状態になっ たとき〕
1号機	原子炉建物排気筒モニタ	500cps	1000cps
	タービン建物排気筒モニタ	150cps	300cps
	放水路水モニタ	7cps	70cps
2号機	原子炉建物排気筒モニタ	500cps	1000cps
	放水路水モニタ	8cps	80cps

(3)

計器名	通報値	備考
サイトバンカ建物排気筒モニタ	150cps	積算放射エネルギーの計測値が左の値になったとき

島 原 本 企 第 4 号
2 0 2 2 年 4 月 8 日

鳥 取 県 知 事
平 井 伸 治 様

中 国 電 力 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員
清 水 希 茂

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、島根原子力発電所をはじめとする当社事業運営に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年11月1日に、貴県、米子市および境港市より申入れをいただきました、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）の改定に関しましては、長期間に亘る協議にご対応いただき、また、この間、協議会の開催や議会でのご議論など、種々のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社をご提案した安全協定の改定案は、申入れの趣旨を踏まえて、これまで真摯に検討を重ねた結果として、当社としてとり得る最大限の対応を織り込んだものであり、このたび、改定案をご了承いただきましたこと、重ねて、厚く御礼申し上げます。

当社といたしましては、鳥取県民の皆さまの安全の確保及び環境の保全を図るという安全協定の目的は立地自治体と同じとの考えのもと、安全協定の運用におきましては、同協定第6条の貴県の意見の取り扱いも含め立地自治体と貴県と同様の対応を行ってまいります。

当社は今後とも、鳥取県民の皆さまの安全・安心のため、安全協定の誠実な運用を行うとともに、島根原子力発電所の安全性を不断に追及してまいり所存でございますので、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしく御礼申し上げます。

以 上

第 2 0 2 1 0 0 3 2 5 5 8 7 号
防 起 第 3 2 1 9 号 - 1
受 境 自 第 4 1 - 1 号
令 和 4 年 3 月 2 5 日

中国電力株式会社

代表取締役社長 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策に
ついて (回答)

平成25年11月21日付電原総第24号で報告のあったこのことについては、安全を第一義として、下記の条件を前提として了解するものであり、貴社の誠意ある対応を強く求めます。

記

- 1 島根原子力発電所2号炉の安全対策については、新規制基準の適合をもって終わりではなく、ゼロリスクを追求し続けること。このため、常に最新の知見を反映（バックフィット）し、自主的にも安全性向上の取組を進め、最先端の対策をとること。また、万が一事故が発生した場合には、責任をもって完全かつ十分な賠償を行うこと。
- 2 引き続き実施される原子力規制委員会の工事計画認可等所要の法令上の手続きに真摯に対応するとともに、その状況を適宜鳥取県、米子市及び境港市に報告し、県民に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。この際、本県等より意見を出した場合は誠意をもって対応すること。
- 3 長期にわたる停止後の再稼動となるものであり、格段の緊張感をもって安全を第一義として取り組むこと。また、必要な安全性を確保するため、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の向上に向け不断の充実・強化を責任をもって行うこと。
- 4 島根原子力発電所に対する武力攻撃に関する最新の知見を安全対策に反映するとともに、緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止すること。
- 5 水産資源等に影響を与えるような事態を回避するため、万全な汚染水対策を実施すること。
- 6 貴社と県民の信頼関係の礎となる「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定書」を重んじ、安全を第一義とし、社員の心身の健康管理を含め、今後も安全文化の醸成に取り組み、法令や協定を遵守し信頼回復に務め、必要な対策の実施状況について適切に情報提供を行うこと。
- 7 鳥取県、米子市及び境港市が行う原子力防災対策について、誠意をもって協力を行うこと。また、それぞれの責務を踏まえ、連携、協力内容及び財源措置を継続して実施することを担保する協定を締結すること。

第 2 0 2 1 0 0 3 2 5 5 8 9 号
防 起 第 3 2 1 8 号 - 1
発 境 自 第 2 1 号
令 和 4 年 3 月 2 5 日

経済産業大臣 萩生田 光 一 様

鳥取県知事 平井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 伊 達 憲 太 郎

中国電力株式会社島根原子力発電所2号炉の再稼働に向けた政府の方針に
ついて (回答)

令和3年9月15日付20210915資庁第1号で理解要請のあったこのことについて
は、下記事項について申し入れます。

また、中国電力から平成25年11月21日付電原総第24号で報告のあった「原子炉等
規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策」については、了解する旨回
答しました。

については、貴職におかれては、下記事項について、関係省庁と連携し、政府として適切な
対応を強く求めます。

記

- 1 島根原子力発電所2号炉の安全確保については、今後行われる工事計画認可等所要の法令上の手続きについて、関係事業者等の安全管理体制も含め、厳格な審査等を行うこと。併せて、原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直すとともに、その内容について県民に分かりやすく説明し、厳格な審査を行うこと。
- 2 中国電力が行う島根原子力発電所2号炉の再稼働については、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保については政府が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。
- 3 中国電力が行う島根原子力発電所の汚染水対策を、適切に実施させること。
- 4 使用済燃料の最終処分については、確実に実施できるよう国が前面に立って責任をもって対処すること。
- 5 再生可能エネルギーの主力電源化を進め、再生可能エネルギーの導入を効果的に進めるなど、可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じること。
- 6 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災支援基地の早期整備をはじめ、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置すること。
- 7 原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させるため、島根地域原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任をもって取り組むこと。
- 8 今後再稼働を進めるに際しては、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。

- 9 島根原子力発電所の事故時の避難では、島根県からの避難者も弓ヶ浜半島を通過する計画となっている。円滑な避難を行うためには、米子境港間の高規格道路が必要であり、早期に整備を行うこと。
- 10 原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対処も含め万全を期すこと。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政府で責任をもって体制構築と現場支援を行うこと。

原子力発電所に対する武力攻撃に関する緊急要請

今般、ロシア軍は、欧州最大規模の原子力発電所であるウクライナのザポリージャ原子力発電所に対する砲撃を行った。

I A E Aによれば、この砲撃による周辺の放射線量に変化はなかったとされているが、原子力発電所に対する武力攻撃は決して許されてはならない暴挙であり、我が国においても、周辺地域住民に大きな不安を与えるものであり、断じて容認することはできない。

また、北朝鮮は、今年に入って11回に及ぶミサイルの発射を繰り返しており、差し迫った脅威として現に存在している。

国においては、下記の事項について責任を持って対応することを強く要請する。

記

(外交等を通じた武力攻撃の抑止)

- 1 他国の領土や主権の侵害は何の利益も生まず、自らの国益を大きく毀損するとの認識を国際社会において確立することこそが、ミサイル発射などの武力攻撃に対する最大の抑止力であり、国においては、今般のような事案が起きた場合には、国際社会と協調した経済制裁措置の実施など、外交等を通じて毅然として対処すること。

(武力攻撃事態における原子力発電所の停止等)

- 2 原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国は、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。
また、突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。

(ミサイル攻撃に対する防衛)

- 3 万が一、原子力発電所に対するミサイル攻撃等が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に万全を期すこと。

令和4年3月30日

全国知事会会長

鳥取県知事 平井 伸治

全国知事会原子力発電対策特別委員会委員長

島根県知事 丸山 達也

第 2 0 2 1 0 0 3 2 5 5 8 8 号

令和 4 年 3 月 2 5 日

島根県知事 丸山 達也 様

鳥取県知事 平井 伸治

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく
手続きについて（回答）

令和3年12月14日付原第638号で依頼のあったこのことについては、今後、貴県の判断の説明を受け、米子市及び境港市の意見等を踏まえて回答します。

なお、中国電力株式会社からの事前報告に対し別添写しのとおり回答し、常に最新の知見を反映し安全性の向上に努めることなど7項目について特に強く求めました。

また、国に対して別添写しのとおり申し入れしました。

貴職におかれましては、島根原子力発電所で事故が起きた場合には県境に関係なく当県の県民も大きな影響を受けることに御理解いただき、島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性申請に係る事前了解願いに係る貴県の判断に際して、当職の考え方を反映していただきますよう御高配方、宜しく願いいたします。

※中国電力への回答については、資料4のとおり
※国への申し入れについては、資料5のとおり

島原本企第1号
2022年4月7日

鳥取県知事
平井伸治様

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
清水希茂

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る
安全対策について（回答）に対する当社の対応について

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く
御礼申し上げます。

令和4年3月25日付第202100325587号によるご回答に対
し、下記のとおり、誠意をもって対応してまいりますので、引き続き、ご
理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 事故等のリスクを可能な限り低減させるため、地震・津波をはじめと
した各事象に係る最新の知見を安全対策に適切に反映するとともに、新
規制基準に基づく対応にとどまらず、自主的な安全対策にもしっかりと
取り組んでまいります。

また、万が一発電所の事故により地域の皆さまに損害が生じた場合に
は、賠償について風評被害も含め誠意をもって責任ある対応をいたしま
す。

2. 原子力規制委員会における工事計画認可等の審査について、引き続き
真摯に対応いたします。

また、その状況を適宜、貴県、米子市および境港市にご報告し、ご意
見に誠実に対応いたしますとともに、様々な機会を通じて分かりやすく
丁寧に説明してまいります。

3. 今後も引き続き、長期停止の影響に対する保全活動も含め、安全最優
先で緊張感をもって、万全を期します。

このため、重大事故対策の実施組織や要員の常時確保に係る体制の整

備に加え、手順書の整備、計画的な教育・訓練を通じた的確かつ柔軟に対応できる力量の確保など、人的対応についても充実・強化を図ってまいります。

4. 武力攻撃への対応を含め、安全性向上に必要な知見について、適切に反映してまいります。

また、設備に対する被害が想定される場合は、自らの判断で発電所を停止することも含め、適切に対応してまいります。

5. 汚染水対策について、島根原子力発電所の特性を踏まえた対策を自主的に講じており、引き続き、運用面も含めた充実を図ってまいります。

6. 鳥取県民の皆さまに信頼いただき、ご理解とご協力が得られるよう、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」の誠実な運用に努めることはもとより、今後も更なる安全文化の醸成に向け、協力会社も含めた体制整備、機能強化を図ってまいります。

7. 貴県、米子市および境港市が実施される島根原子力発電所に係る原子力防災対策への協力内容について、今後、誠意をもって協議させていただきます。

また、同対策に必要な財源へのご協力についても、一定の継続性をもった仕組みとして協定を締結させていただきたく存じます。

以 上